

平川市空き店舗対策事業補助金 Q&A

～ 目次 ～

No	内容	ページ
Q 1	空き店舗を取得した場合やすでに営業を開始した場合は対象となりますか。(要綱第 3、4)	1
Q 2	業種に制限はありますか。(要綱第 3、4)	1
Q 3	事業者認定申請時に提出する店舗等の賃貸借契約を証する書類について、賃貸借に係る全ての書類の写しを提出する必要がありますか。(要綱第 5)	1
Q 4	事業者認定申請時に提出する改修に係る見積書について、予定する全ての改修工事の見積書を提出する必要がありますか。(要綱第 5)	1
Q 5	交付申請等をする際、営業開始月以降の家賃の支払いを証明する書類を提出しなければなりません、営業開始月は対象期間に含まれるでしょうか。(要綱第 10)	1
Q 6	銀行振込、ネットバンキング等で支払をしたため家賃などの領収書がない場合、どのような書類を添付するとよいですか。(要綱第 10)	1
Q 7	事業に関連する各種営業許可証には、どのようなものがありますか。(要綱第 10)	2

Q1 空き店舗を取得した場合やすでに営業を開始した場合は対象となりますか。(要綱第3、4)

空き店舗を取得した場合は補助の対象となりません。この制度は、空き店舗を賃借して営業を開始する方を対象としています。

また、事業者認定前に空き店舗の改修に着手又は営業を開始した場合も対象となりますので、認定を受けることを検討している方は、改修又は営業の開始前に市に相談してください。

Q2 業種に制限はありますか。(要綱第3、4)

補助金交付要綱第3及び第4をご覧ください。

Q3 事業者認定申請時に提出する店舗等の賃貸借契約を証する書類について、賃貸借に係る全ての書類の写しを提出する必要がありますか。(要綱第5)

賃貸借契約書の写しのみでかまいません。

不動産業者を介して貸借した場合は、不動産業者から文書で重要事項の説明を受けていることが多いと思われますが、重要事項説明書の提出は任意です。

Q4 事業者認定申請時に提出する改修に係る見積書について、予定する全ての改修工事の見積書を提出する必要がありますか。(要綱第5)

店舗改修の費用は、事業者認定から営業開始日前までに行われるものが対象となりますので、営業開始後に行う改修に係る見積書は提出する必要がありません。

Q5 交付申請等をする際、営業開始月以降の家賃の支払を証明する書類を提出しなければなりません。営業開始月は対象期間に含まれるでしょうか。(要綱第10)

含まれます。

例えば、令和5年6月に営業を開始した場合、家賃補助の対象となる期間は、令和5年6月から令和6年5月分までとなります。

Q6 銀行振込、ネットバンキング等で支払をしたため家賃などの領収書がない場合、どのような書類を添付するとよいですか。(要綱第10)

領収書の発行が可能か確認していただき、可能な場合は領収書を添付してください。領収書は支払元、支払先、支払金額、支払日、支払内容が記載されたものがが必要です。

できない場合は、支払元、支払先、支払金額、支払日、支払内容が記載された明細書等を添付してください。

Q7 事業に関連する各種営業許可証には、どのようなものがありますか。(要綱第10)

例えば、飲食業や理美容業については、県の許可を得る必要があります。飲食業や理美容業の許可については弘前保健所にお問い合わせください。

なお、事業者認定申請時において許可の取得は必須ではありませんが、営業開始時までに許可を得る必要がありますので、許可が必要な業種の場合、事業者認定と並行又は先行して許可の取得手続きを進めてください。